

令和8年熊本地震に伴う事業所の災害ごみ減免について

この度の地震被害に伴う事業所の災害ごみ処分費の減免についてお知らせします。
市施設でのごみ処理手数料が減免の対象になります。なお、収集運搬費は減免対象ではございません。

1 減免の対象となる災害ごみについて

地震により発生した災害ごみ（災害が直接起因して発生した廃棄物に限る。）で、以下に該当するもの。

- 可燃性のごみ（リサイクルできないもの）
- 不燃性のごみ（埋立ごみ、業務で使用していた小型家電類など。）
- 業務で使用していた家電4品目
（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）

2 事前確認について

事業所からの災害ごみの減免については、市施設で受け入れ可能なものに限られます。

事業ごみ対策課で、減免できる災害ごみを確認後、減免申請窓口へのご案内を行いますの
で、処分したい災害ごみの内容及び量を把握のうえ、まずは、お問い合わせください。

■受付期間 7月30日（木）8時30分～

■事前相談先

事業ごみ対策課（電話：096-328-2362）

所在地：熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所7階

メール：jigyougomitaisaku@city.kumamoto.lg.jp

■相談時に必要なもの 廃棄したい災害ごみの写真

【お問合せ先】

熊本市 事業ごみ対策課

電話：096-328-2362

課長：菅本 康博